

遠軽町白滝保育所

施設の所在地 〒099-0111
紋別郡遠軽町白滝783番地
事業開始年月日 昭和41年4月1日
設置者 遠軽町長 佐々木修一
管理者（施設長） 子育て支援課長 二瓶雄介

提供する保育サービス

- ◇開所時間
○月曜日～金曜日 8：00～17：30
○土曜日 8：00～16：00
- ◇定員
40名
- ◇保育内容・利用料金

保育料については次のとおりとなっています。利用決定後、保育料決定通知書を交付します。

階層区分 ※所得割課税額とは市町村民税所得割課税額			保育料（月額）	
			保育標準時間、保育短時間共通	
			【3歳以上児】	【3歳未満児】
①	生活保護世帯		幼児教育・保育の無償化により、0円	幼児教育・保育の無償化により0円
②	非課税世帯			
③	所得割課税額 48,600円未満	一般世帯		4,950円
		要保護世帯		1,800円 ※第2子は無料
④	所得割課税額 57,700円	一般世帯		8,100円
	所得割課税額 77,101円未満	要保護世帯		1,800円 ※第2子は無料
	所得割課税額 97,000円未満			8,100円
⑤	所得割課税額 169,000円未満			12,450円
⑥	所得割課税額 301,000円未満			17,400円
⑦	所得割課税額 397,000円未満			23,100円
⑧	所得割課税額 397,000円未満			30,300円

- （1） 小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記保育料の半額（十円未満切り捨て）、3人目以降は0円とします。
- ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の一般世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯については多子軽減における年齢の上限を撤廃します。
- ※要保護世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書等の交付を受けた者又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯です。
- （2） 3歳未満児については市長村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の場合、最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は0円とします。（この場合多子の年齢上限も撤廃）
- （3） 住宅借入金等特別控除等が適用されている場合、当該控除適用前の市長村民税所得割課税額により計算します。
- （4） 政令指定都市で課税されていた場合、市町村民税の税率が異なるため所得割課税額に6/8を乗じた額により計算します。

◇保育従事者等の配置

○当施設は、通常２名以上の保育従事者を配置しております。

施設の概要

◇建物の構造

○鉄筋コンクリート造り

◇主な設備

- ・保育室 2室 214.5㎡
- ・その他 106.4㎡（事務室・給湯室・トイレ等）

総延べ面積 320.9㎡

緊急時等の対応等

◇緊急時等における対応方法

「事件・事故防止対策等と発生時の対応についてのマニュアル」「不審者に対する緊急対応マニュアル」を定めています。

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は嘱託医と嘱託歯科医を下記のとおり委嘱し、年２回内科健診と歯科検診を実施しております。

医療機関	嘱託医	所在地
遠軽厚生病院	内科医 高瀬雅史	〒099-0404 遠軽町大通北3丁目1番地5
白滝歯科診療所	歯科医 田川博英	〒099-0111 遠軽町白滝888番地

◇利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	賠償責任保険
保険事故（内容）	保育所児童の事故賠償保障
保険金額	身体(1名につき3,000万円、1事故につき2億円)

◇非常災害対策

「保育所防災マニュアル」を定めています。

◇虐待の防止のための措置

「子ども虐待対応マニュアル」を定めています。

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 北海道オホーツク総合振興局保健環境部
社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係
(TEL0152-41-0696)